

被災者生活再建支援法による支援金

〈制度の内容〉

●令和元年台風第19号による被災に伴い、国は被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の大田区への適用を11月21日付けで決定いたしました。

災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金が支給されます。

●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。（限度額）
（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。）

■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

	住宅の被害程度	
	全壊等	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

	住宅の再建方法		
	建築・購入	補修	賃貸 (公営住宅を除く)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。

詳しくは、内閣府の防災情報のページ

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>

「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。

<問い合わせ先>

介護保険課管理担当

03-5744-1359